

羽島市体育館使用促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の心身の健全な発達並びに体育及びスポーツの普及振興を図るため、岐阜県立看護大学の体育館（以下「体育館」という。）を使用する団体に対し、予算の範囲内で交付する羽島市体育館使用促進補助金（以下「補助金」という。）について、羽島市補助金交付規則（昭和44年羽島市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者等)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、羽島市立学校体育施設の開放に関する条例施行規則（令和3年羽島市教育委員会規則第4号）第4条の登録を行った団体のうち、社会活動、スポーツ活動、地域活動等を目的として体育館を使用する団体とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、社会活動、スポーツ活動、地域活動等を目的として体育館を使用する場合に係る使用料とする。

3 補助金の額は、次の表のとおりとする。

施設名	補助金の額	
	半日（4時間）	1日（8時間）
体育館（半面）	500円	1,000円
体育館（全面）	1,000円	2,000円

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、体育館を使用する日までに羽島市体育館使用促進補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第4条 市長は、前条に定める申請書を受理した場合は、その内容を審査し、補助金を交付することを決定するときは条件を付し、交付しないことを決定するときは理由を付して、羽島市体育館使用促進補助金交付・不交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助事業の内容の変更)

第5条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の対象となる使用料に変更（使用料が減額され、かつ、減額される額が使用料の30%以下となる場合を除く。）が生じた場合は、補助事業内容変更承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の変更承認)

第6条 市長は、前条に定める変更承認申請書を受理した場合は、その内容を審査し、承認するときは条件を付し、不承認とするときは理由を付して、羽島市体育館使用促進補助金事業内容変更承認・不承認決定通知書（別記第4号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告等）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業が完了した日から30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の3月31日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書（規則第5号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 領収書等体育館の使用料の支払いを証する書類の写し（ただし、使用日が申請日の属する年度内のものに限る。）

(2) その他市長が必要と認める書類

（交付請求等）

第8条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、羽島市体育館使用促進補助金交付請求書（別記第5号様式）を市長に提出するものとする。ただし、補助事業者に考慮すべき特段の事情があると市長が認めるときは、交付決定額の範囲内において、概算払により交付することができる。

2 市長は、前項の請求書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消しおよび補助金の返還）

第9条 市長は、補助決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 規則及びこの要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽その他の不正の行為により補助金の交付決定を受け、又は受けようとしたとき。

2 補助決定者は、前項の規定により市長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、当該補助金を返還しなければならない。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。